

スポーツ団体における女性スポーツの普及・推進に向けた取り組みと  
活動実態に関する研究  
—滋賀県スポーツ団体を事例として—

佐藤 馨<sup>1)</sup> 小笠原悦子<sup>2)</sup> 佐橋由美<sup>3)</sup>

Research Regarding an Approach to the Promotion Campaign for  
Women's Sport and the Current Situation in Japan: A Case study of  
Shiga Sport Associations

Kei SATO Etsuko OGASAWARA Yumi SAHASHI

Abstract

In this study, we investigated an approach used for the promotion campaign for women's sport regarding the present situation in Shiga. In addition, we evaluated this situation in comparison with the data of the Japanese Olympic Committee (JOC).

As a result, the recruitment rate of women in decision-making positions in the sports associations was higher in Shiga than the national average where a positive tendency was seen in recruitment. It is thought that this is related to regional characteristic and the influence of the female Governor of Shiga.

However, the recruitment rate of female coaches and referees which is less than average, should therefore be increased. It is important that each sports association intends to increase participation of female coaches and referees, and to facilitate opportunities when they are available. In other words, it is necessary to give the impression that coaches and referees are not particularly special. As a result, this should provide opportunities for female athletes to choose coaching and refereeing in the future. In addition we believe that it is connected to the promotion of coaching and refereeing for the next generation.

Not only the effort of each sports association but also the information of sanctioning bodies and the creation of better group networking will become particularly important to promote women's sports multilaterally. This can enable the spread information concerning women's sports throughout Japan and the world relating to sports groups which may further contribute to the diffusion of women's sports in the sporting world.

Key words : promotion, women, sports, leadership, sport association

---

1) 生涯スポーツ学科, 2) 競技スポーツ学科, 3) 大阪樟蔭女子大学

## 1. はじめに

近年、女性競技者の数は増加する傾向にある。例えば、2004年アテネ・オリンピックでは女性選手の比率は4割に達し、まもなく5割達する勢いである。このようにスポーツにおける競技者数という点では男性と同程度の割合にまで促進されたといえよう。しかしながら、競技者に接する指導者、競技の進行を司る審判、組織運営に携わる役員において女性の比率はほんの僅かであるのが実情である（日本オリンピック委員会、2004）。

1972年、アメリカでは教育における男女平等を謳った「Title IX（タイトル・ナイン）」が制定され、これをうけて教育現場では、スポーツにおける女性参加の機会の保障と同時に、指導者やスポーツ組織役員への女性の配置を積極的に推し進めた（Everhart & Chelladurai, 1998）。その結果、1972年当時、大学女子チームを率いる指導者の9割が女性という状況を創出するに至った。しかしながら、それから30年後の2001年、女性指導者の割合は44%と劇的に減少してしまった。これは社会が抱く女性に対するステレオタイプ（女性は競技スポーツを指導するのには向かない等）が原因だと指摘があり（Coakley, 2001）、こうしたステレオタイプによって女性が一流選手を指導する機会やそれに付随する予算等に男女差を生じさせるとしている（Coakley, 2001）。一方、Lenskyj（1994）は、現代社会において男らしさや女らしさを適切に教育するためにはスポーツは重要な手段であると言及しており、このことからスポーツに携わる指導者や組織役員の男女の比率は非常に重要だと言えるのではないだろうか。

女性指導者あるいは組織役員の登用率を維持するのに苦戦するアメリカから遅れること数十年、国際社会ではようやく女性の指導者あるいは役員の増員を世界規模で推し進めようとする動きが見られるようになった。1997

年、IOC（国際オリンピック委員会）は女性のスポーツを促進するため、指導的立場や管理的立場への女性の登用推進を謳っている（The Division for the Advancement of Women of the United Nations Secretariat, 2007）。また先のIOCの提言から、各国オリンピック委員会（NOC）、各国際競技連盟（IF）、各競技団体は、すべての意思決定の場に少なくとも20%の女性を配置する目標を2005年に掲げた。このように女性スポーツの普及・推進の一環として女性指導者や組織役員の積極的登用に向けた取り組みが世界で始まっており、今後、こうした女性のための育成プログラム整備がさらに進むことが期待される。

そこで本研究は、様々なスポーツ団体における女性スポーツの普及・推進活動への取り組みと実際の活動状況を調査し、日本オリンピック委員会（JOC）による全国調査結果等と比較することにより、その取り組みを検討・評価することを試みる。

## 2. 研究方法

- 1) 調査対象：滋賀県下約50のスポーツ団体
- 2) 調査方法：滋賀県体育協会を介して各スポーツ団体に調査票の配布・回収を実施
- 3) 調査期間：2007年10月12日～10月26日
- 4) 回収率：52.9%（37団体）
- 5) 調査項目：競技種目、団体登録人数（競技者、指導者、審判、役員等）、活動財源、事業、女性スポーツに関する課題

## 3. 結果および考察

### 1) スポーツ団体における女性の比率

#### (1) 競技者および団体数における女性の比率

各スポーツ団体の登録者における競技者および団体の女性比率を見ると、競技者は35.3%、団体・チームは29.9%であった。一方、JOCの全国調査（2004年）によれば、競技者は31%、団体数72%であり、競技者のそ

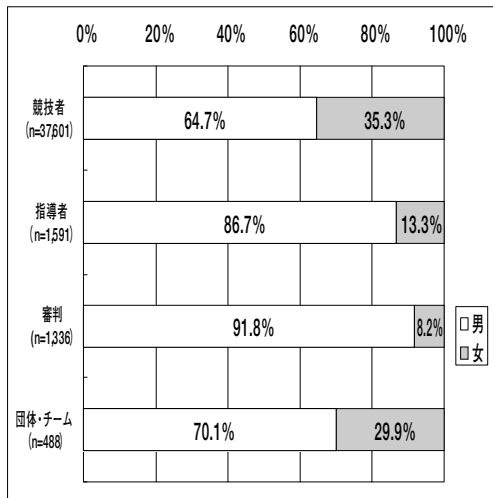


図1 滋賀県における登録人数の男女比

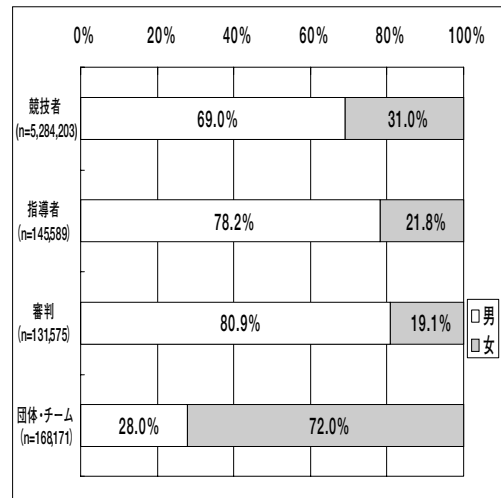


図2 JOC加盟団体における登録人数の男女比 (JOC, 2004)

れは全国平均を若干上回っているものの、団体数は大幅に少ないことが分かる (図1, 図2)。しかしながら、この団体登録数の多さについてJOCの報告書では次のような考察がなされている。すなわち、女性はバレーボール等の団体種目の登録の多さが影響しており、競技者の女性比率と団体の女性比率を考えると一団体における女性の割合は非常になくなるというものであった (JOC, 2004)。

### (2) 指導者および審判における女性の比率

全登録者数のうち女性指導者・審判の占める割合は、指導者は13.3%、審判は8.2%であり、これを全国調査で見ると指導者21.8%、審判19.1%という結果であった (図1, 図2)。すなわち、滋賀県におけるスポーツ団体は、選手育成や競技運営といった競技の普及・推進の現場に直接関わる立場にある指導者・審判において女性の登用が全国平均を下回っていることを意味し、今後、早急に指導者の育成あるいは審判の育成に着手する必要があると考える。前述したように、1997年IOCは指導者や重要な意思決定の場における女性の登用率を2005年までに20%にすると目標を提示している。それをさらに後押しする提言が第4回IOC世界女性スポーツ会議 (2008年) の行動計画でなされ、各国オリンピック委員会

および各国国際競技連盟に対し、指導者および技術スタッフの男女比は正について積極的に働きかける方針が打ち出された (NPO法人ジュース, 2008)。今後、指導者や審判等の男女比に関しては世界的な潮流となることが予測されることから、滋賀県においては女性指導者・審判の育成が急務であると考えられる。

### (3) スポーツ団体の運営に関わる役員における女性の比率

滋賀県のスポーツ団体運営に関わる女性役員の比率は10.5%で、一方、全国調査による女性役員の比率は5.7%であった (図3, 図4)。すなわち滋賀県の事例では、団体運営に携わる女性役員の比率は全国より約5%高く、組織の運営方法を定めるなど意思決定の場では女性を全国比よりも多く登用していることが明らかになった。こうした傾向は、滋賀県における男女共同参画社会推進政策にもみられ、2003年における県の審議会等への女性登用状況を見ると登用率は29.1%に達していた (滋賀県民文化生活部男女共同参画社会課, 2008)。これを同年の内閣府の調査結果に照らしてみると平均は26.8%であり (井上・江原, 2005)、滋賀県が全国を僅かながら上回っていることが分かる。スポーツ団体

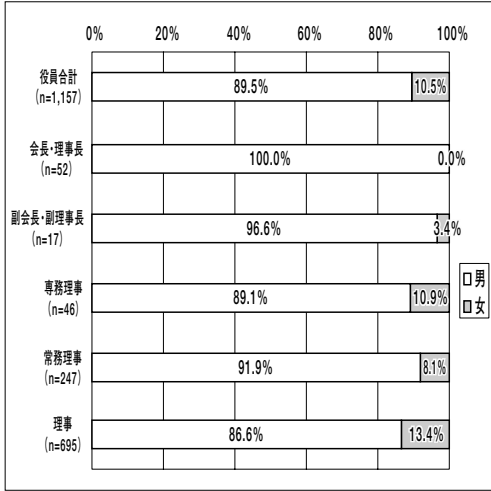


図3 滋賀県における団体役員の男女比

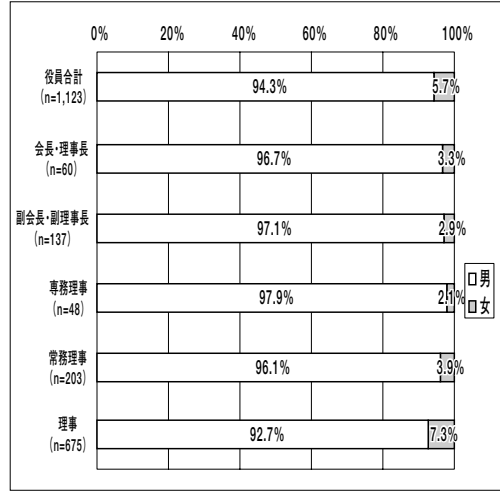


図4 JOC加盟団体における団体役員の男女比 (JOC, 2004) より改変

運営と政策決定における女性の登用状況を単純に比較することは困難であるかもしれないが、少なくとも滋賀県では全国よりも女性登用に積極的傾向があり、それが何らかの好影響を与えていると思われる。例えば「滋賀県の審議会等における女性の登用状況」に関する資料を見ると、2010年までに女性委員の登用率を30%に押し上げる指針を出したが2007年に目標を達成し、その後、数値目標を上方修正するに至った経緯がある（滋賀県民文化生生活部男女共同参画社会課，2008）。このよう

な自治体の女性登用の気運にスポーツ界も追随しながら女性スポーツの普及・推進に努めていくことが重要だと考える。

## 2) 女性スポーツに関するスポーツ団体の取り組み

### (1) スポーツ団体における内部委員会の設置状況

ここでは各スポーツ団体における内部委員会の種類および設置状況について検討する。滋賀県下のスポーツ団体において最も設置率

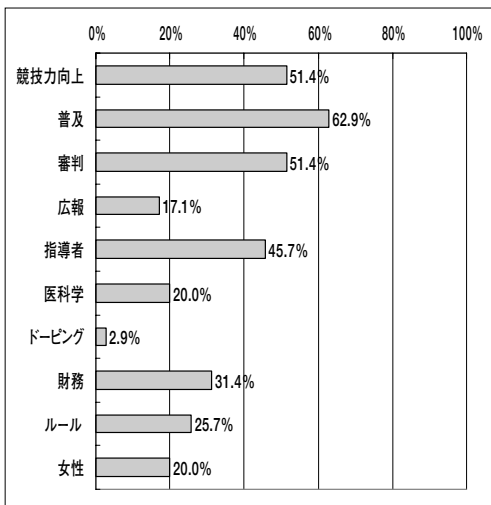


図5 滋賀県における競技団体各種内部委員会の設置率 (N=37)

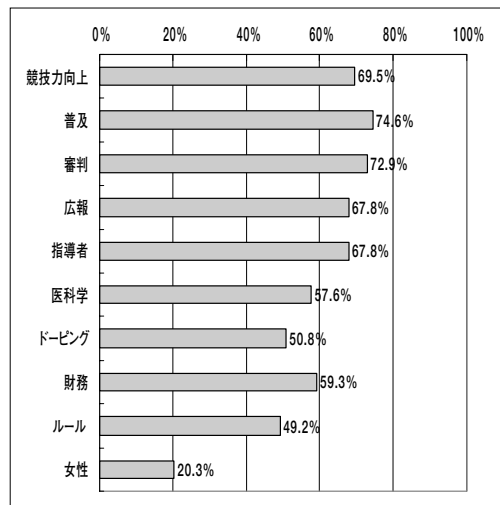


図6 JOC加盟団体における競技団体各種内部委員会 (JOC, 2004) より改変 (N=59)

の高い委員会は「普及」の62.9%，以下「競技力」51.4%，「審判」51.4%，「指導者」45.7%と続いた。これを全国調査と比較すると，最も設置率の高い委員会は「普及」の74.6%，以下「審判」72.9%，「競技力」69.5%，「広報」67.8%，「指導者」67.8%という結果であった。全体的に見ると，滋賀県における各種委員会の設置率が全国平均を大きく下回っていることが分かった。これは，県下スポーツ団体の規模に起因すると考える。例えば，団体によっては構成員数それ自

体が少なく，およそ各種委員会を設置できる状況にないことが一つの原因と考える。具体的に言えば，県下における一団体の役員数平均は32.5人，また役員合計が30人以下の団体が37団体中20団体（54.1%）に及んだことから明らかである。先述したように，県下では指導者および審判における女性の登録状況が芳しくないため，普及，審判，指導者に関する委員会の設置率向上に向けて速やかな対応が望まれる。

一方，女性スポーツに関する課題に直接的

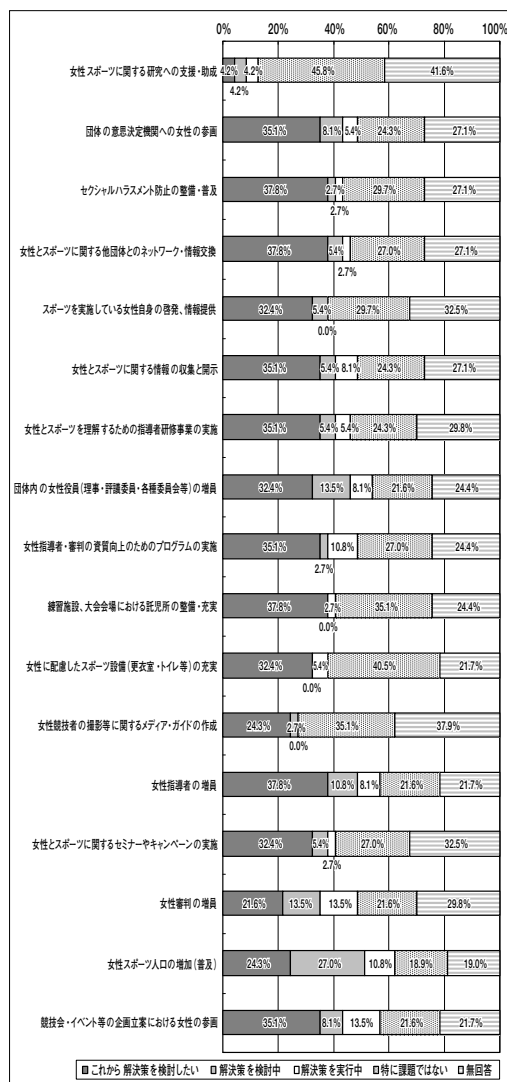


図7 滋賀県における女性とスポーツについての課題

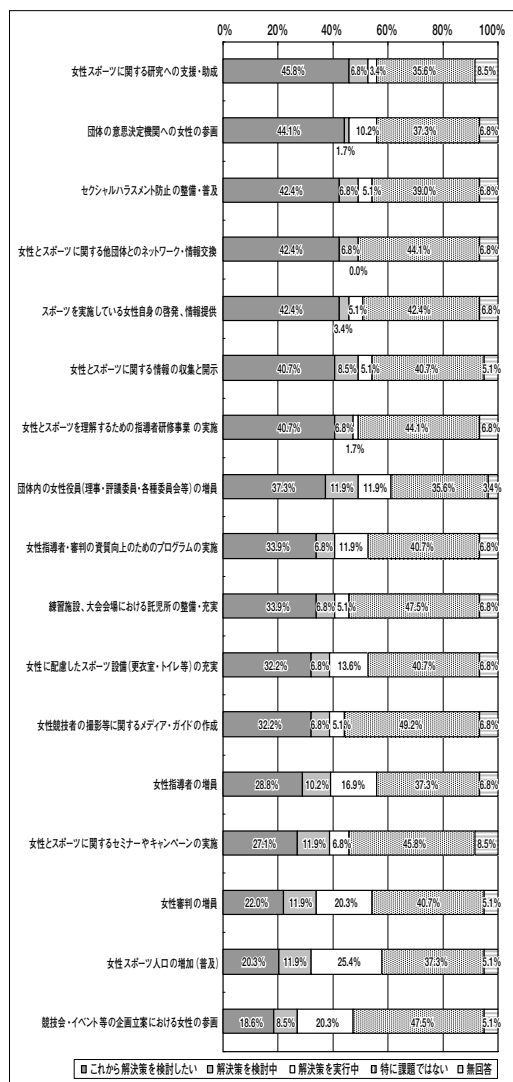


図8 JOC加盟団体における女性とスポーツについての課題 (JOC, 2004) より

に取り組む場として女性委員会があげられる。滋賀県における委員会の設置率は20%、全国調査でのそれは20.3%であり、比率において特に違いは見られなかった。滋賀県の女性スポーツの普及に関しては、女性委員会から普及委員会、審判委員会、指導者委員会に働きかけ、女性競技者の獲得はもちろんのこと、女性指導者あるいは女性審判育成について問題提起していくことが普及・推進の助けになると考える。

## (2) 女性とスポーツに関する課題への取り組み状況

各スポーツ団体において、女性とスポーツに関する課題に対して具体的にどのような取り組みをしているのか質問した(図7, 図8)。回答は、課題ごとに「これから解決策を検討したい」「解決策を検討中」「解決策を実行中」「特に課題ではない」のいずれか一つを選択し、さらに「無回答」も分析に加えた。その結果、滋賀県では検討を要する課題として多かったのが、「セクシャルハラスメント防止の整備・普及」(37.8%)、「女性とスポーツに関する他団体とのネットワーク・情報交換」(37.8%)、「練習施設、大会会場における託児所の整備・充実」(37.8%)、「女性指導者の増員」(37.8%)であった(図7)。これを全国調査と比較すると、検討を要する課題として多くあげられたのが「女性とスポーツに関する研究への支援・助成」(45.8%)、「団体の意思決定機関への女性の参画」(44.1%)、「セクシャルハラスメント防止ガイドラインの整備・普及」(42.4%)、「女性とスポーツに関する他団体とのネットワーク・情報交換」(42.4%)、「スポーツを実施している女性自身の啓発、情報提供」(42.4%)であった(図8)。全体的にみると、滋賀県において各項目において検討を要する課題として認識されている割合が全体的に低かった。しかしながら検討課題として列挙されている項目を見ると、女性スポーツに関する情報入手や施設整備といった各団体単独よ

りも複数の団体で取り組むべき課題があげられている。以上のことから、県下において女性とスポーツに関する課題の解決には、スポーツ団体間の情報共有はもちろんのこと、団体統括組織によるネットワークづくりや情報発信が必要になるであろう。

## 4. まとめ

本研究は、滋賀県における女性スポーツの普及・推進活動への取り組みと実際の活動状況を調査し、JOCによる全国調査結果等と比較することで、その取り組みを検討・評価した。その結果、滋賀県の特徴として団体における意思決定の場への女性の登用率が全国平均よりも高く、登用に積極的である傾向が見られた。これは滋賀県という地域性にも関連していると考えられ、例えば現知事が女性であることから容易に想像することができる。しかしながら、スポーツを現場で支える指導者や審判の女性の比率が全国平均を下回っていることから、この点に関しては早急に対応が望まれるところである。女性指導者や審判の普及を推し進めるにあたり重要なことは、各スポーツ団体が政策的に女性の指導者の立場の増員を図り、日常的にそうした女性達を目にする機会をつくることである。すなわち、女性指導者や審判が特別なものでないということを競技者はじめ社会に印象づけることが必要である。それが結果として女性競技者が将来、指導者や審判を選択する可能性を与え、次世代の指導者や審判の育成に繋がると考える。

また、女性スポーツを多面的に普及・推進するためには、各スポーツ団体の努力だけでなく、団体統括組織からの情報提供や団体間のネットワークづくりも重要な課題になるであろう。このことが世界や国内における女性スポーツへの取り組みに関する情報を共有できる契機となり、スポーツ界全体で女性スポーツの普及に貢献できるのではないかと考える。

## 謝辞

調査の実施，関連資料等の提供において財団法人滋賀県体育協会の皆様にご協力頂きました。ここに厚くお礼を申し上げます。

## 引用文献

- Coakley, J.J.(2001). Sport in society: Issues and Controversies (7th ed). Boston: McGraw-Hill.
- Everhart, C. B., & Chelladurai, P. (1998) Gender differences in preferences for coaching as an occupation: The role of self-efficacy, valence, and perceived barriers. *Research Quarterly for Exercise and Sport*, 69, 188-200.
- 井上輝子・江原由美子編 (2005) 女性のデータブック第4版. 有斐閣. 169.
- Lenskyj, HelenJefferson. (1994) Sexuality and Femininity in Sport Contexts: Issues and Alternatives. *Journal of Sport and Social Issues* 18. 4. 356-376
- NPO法人ジュース (JWS) (2008) 第4回IOC世界女性スポーツ会議報告書. 1-23.
- 滋賀県民文化生活部男女共同参画社会課 (2008) 滋賀県の審議会等における女性の登用状況。滋賀県民文化生活部男女共同参画課会議資料. 1-12.
- The Division for the Advancement of Women of the United Nations Secretariat (2007) WOMEN 2000 and beyond. 1-40.
- (財) 日本オリンピック委員会女性スポーツ委員会 (2004) スポーツ団体の女性スポーツへの取り組みに関するアンケート調査. 1-30.

